

東京都板橋区災害対策本部職員任命基準

平成 24 年 5 月 17 日区長決定
改正 平成 25 年 5 月 23 日区長決定
改正 平成 26 年 4 月 25 日区長決定
改正 平成 28 年 2 月 29 日区長決定
改正 平成 30 年 4 月 17 日区長決定
改正 令和 2 年 4 月 7 日区長決定
改正 令和 3 年 3 月 30 日区長決定
改正 令和 4 年 4 月 7 日区長決定
改正 令和 6 年 4 月 1 日区長決定

(趣旨)

第 1 条 東京都板橋区災害対策本部職員任命基準（以下、「本基準」という。）は、東京都板橋区災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）のうち、東京都板橋区防災会議条例（昭和 38 年東京都板橋区条例 26 号）第 2 条第 1 号により策定される板橋区地域防災計画において、災害応急対策を実施するために災害対策本部に配置される職員の任命基準について定めるものとする。

2 本基準において任命基準を定める災害対策本部の組織の名称は、板橋区地域防災計画によるものとする。

(本部員付連絡員)

第 2 条 本部員付連絡員は、各部庶務担当課長をもって充てる。ただし、本部長が指定する課長をもって充てることができる。

(各部指揮要員)

第 3 条 各部指揮要員は、本部員、本部員付連絡員以外の、全管理職（副校長を除く）をもって充てる。

(第 1 非常配備員)

第 4 条 第 1 非常配備員は、各課庶務担当係長、特別活動員として任命を受けていない課長補佐、副校長、施設長、危機管理部職員、各課 B C P 対応要員をもって充てる。

2 第 1 非常配備員のうち、各課 B C P 対応要員については、各課庶務担当係長をもって充てる。各課庶務担当係長が板橋区近隣以外に在住又は欠ける場合は、当該課所属の板橋区内又は板橋区近隣在住職員 1 名以上を任命する。

(特別活動員)

第 5 条 特別活動員は、地域班、情報隊、避難所隊、一時滞在施設班、緊急医療救護班とする。

2 地域班については、次のとおりとする。

(1) 地域班は、地域班班長、地域班副班長、地域班員とする。

- (2) 地域センター所長を、当該地域の地域班班長として任命する。
 - (3) 地域センター副所長を、当該地域の地域班副班長として任命する。
 - (4) 地域センター職員を、当該地域の地域班員として任命する。
 - (5) 地域センターの近隣に居住する職員を、地域の規模や地域特性に応じて10名から20名程度、当該地域の地域班員として任命する。ただし、当該地域センターの近隣に居住する職員が不足する場合には、それ以外の地域に居住する職員についても、任命の対象とする。
- 3 情報隊については、職員を15名程度任命する。なお、危機管理部勤務経験者については優先的に任命の対象とする。
- 4 避難所隊については、当該避難所近隣に居住する職員を2名以上任命する。ただし、当該避難所の近隣に居住する職員が不足する場合には、それ以外の地域に居住する職員についても、任命の対象とする。
- 5 避難所長については、次のとおりとする。
- (1) 学校としての用途を廃止した施設については、当該施設管理者又は板橋区内在住の係長級職員を避難所長として任命する。ただし、地域住民から避難所長を選出した場合はこの限りではない。
 - (2) 指定避難所における避難所長の任命については、別に定める。
- 6 一時滞在施設班については、次のとおりとする。
- (1) 一時滞在施設班員として、当該施設近隣に居住する職員から、地域センターについては1名以上、それ以外の施設については2名以上を任命する。ただし、当該施設の近隣に居住する職員が不足する場合には、それ以外の地域に居住する職員についても、任命の対象とする。
 - (2) 一時滞在施設班長として、地域センターについては一時滞在施設班員のうち1名を任命し、それ以外の施設については、当該施設長を任命する。
- 7 緊急医療救護班については、当該緊急医療救護所近隣に居住する職員を2名以上任命する。

(第2非常配備態勢職員)

第6条 第2非常配備態勢職員は、第1非常配備態勢職員として任命されていない各部で指定された職員をもって充てる。

(第3非常配備態勢職員)

第7条 第3非常配備態勢職員は、第1非常配備態勢職員及び第2非常配備態勢職員として任命されていない全職員をもって充てる。

(任命対象外者)

第8条 派遣先との災害時協定を締結していない派遣職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員については、災害対策本部職員としての任命を行わない。

- 2 病気休職、育児休業等の長期休職者や身体状況等、災害対策業務への従事が困難な職員については、災害対策本部職員としての任命を行わない。

(職員住宅貸与者について)

第9条 東京都板橋区職員住宅事業要綱(平成16年2月27日付区長決定)第4条1項3号及び第4条2項3号に基づき、職員住宅貸与者については、東京都板橋区災害対策本部第1非常配備態勢職員として任命を行うものとする。

(その他の事項)

第10条 本基準に定めのない事項に関しては、本部長が定めるものとする。

付 則

この基準は、区長決定の日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する

付 則

この基準の一部改正は、区長決定の日から施行する。